波の周波数から（±）一五MHz及び（±）二五・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz及び（±）二八・二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上 3　最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二二・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz及び（±）二五・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz及び（±）二八・二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調の	ない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	

第九項中「九一五MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下」を「九四〇MHz以下」に改め、同項第一号及び第二号中「九一五MHz」を「九四〇MHz」に改め、同項第三号を削る。

第十項中「八三六MHzを超え八三八MHz以下、八五〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下」を「八五〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改める。

第十五項中「、八五〇MHzを超え九一五MHz以下」を「及び八五〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、「及び八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局」を削る。

第十六項中「（一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局を除く。）」を削る。

〇総務省告示第五百十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第2の第2表中

「

710―730	陸上移動	電気通信業務用	
J46A　J74B	J73A　J75E　J75F	公共業務用 一般業務用	
	放送　J13A　J75B	放送用	
730―770	陸上移動	電気通信業務用	
J46A　J74B	J73A　J74　J75F		
	放送　J13A　J75B	放送用	

」

を

「

710―750	陸上移動	電気通信業務用	
J46A　J74B	J73A　J74　J75F		
	放送　J13A　J75B	放送用	
750―770	陸上移動	公共業務用（700MHz帯高度道路交通システム用） 一般業務用（700MHz帯高度道路交通システム用） 小電力業務用（700MHz帯高度道路交通システム用）	小電力業務用（700MHz帯高度道路交通システム用）への割当ては、別表8―10による。
J46A　J74B	J73A　J75F		
	放送　J13A　J75B	放送用	

」

に、